



# 令和3年度 大分県交通安全県民運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、「第11次大分県交通安全計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、交通事故ゼロを目指して、県民一人ひとりに交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図るための県民総ぐるみ運動を展開することで、交通事故を防止することを目的とする。

## 2 期間

令和3年4月1日（木）から 翌年3月31日（木）までの1年間



## 3 年間スローガン

おこさず あわす 事故ゼロ

## 4 運動の推進事項（次ページ参照）

### ● 交通事故の総量抑止～優しいマナーと思いやりの運転県おおいたの推進～

R2年交通安全ポスター  
コンクール優秀作品

- 横断歩道でのマナーアップ推進～横断歩道は歩行者優先～
- 自転車の安全利用の促進
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 危険な妨害（あおり）運転の禁止

### ● 高齢者と子供の交通事故防止

- 高齢者と子供の安全な通行の確保
- 運転に不安を覚える高齢者・家族への支援の促進
- 高齢運転者の交通事故防止

### ● 飲酒運転の根絶～飲んだらのれん～

- 「飲酒運転を絶対にしない・させない」気運の醸成
- 「飲酒運転を許さない」社会環境の整備

## 5 運動の推進方法

(1) 各機関・団体は、連携を密にし推進体制を確立するとともに、上記「運動の推進事項」を実践するにあたっての推進計画を策定のうえ、年間を通じて、実情に即した効果的な啓発活動を実践すること。

毎月 1日	交通マナーアップの日
毎月 20日	県民交通安全日 飲酒運転根絶県民運動の日

(2) 各機関・団体は、四季の交通安全運動期間中に定める「運動の重点事項」を各所属の全職員に周知させるとともに、組織の特性をいかした諸活動を展開し、「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるように努めること。

春の全国交通安全運動	4月 6日（火）～ 4月15日（木）	10日間
交通マナーアップキャンペーン	7月 1日（木）～ 7月31日（土）	31日間
おおいた夏の事故ゼロ運動	7月12日（月）～ 7月21日（水）	10日間
秋の全国交通安全運動	9月21日（火）～ 9月30日（木）	10日間
飲酒運転根絶キャンペーン	11月10日（水）～12月20日（月）	41日間
おおいた冬の事故ゼロ運動	12月 6日（月）～12月15日（水）	10日間

(3) 各機関・団体は、各種イベント等に積極的に参加し、開催趣旨に則した活動を展開すること。

自転車月間	5月 1日（土）～ 5月31日（月）	31日間
交通安全県民大会	9月 2日（木） ホルトホール大分	
飲酒運転根絶イベント	12月10日（金） 大分市中心部	

**大分県交通安全推進協議会**

## 交通事故の総量抑止

～優しいマナーと思いやりの運転県おおいたの推進～

### 横断歩道でのマナーアップ推進～横断歩道は歩行者優先～

- **運転者**は、横断歩道の手前で徐行・一時停止して歩行者を優先しましょう
- **歩行者**は、笑顔で**手を上げて**横断の意思をドライバーに伝えましょう  
交通ルールとマナーを守り、左右の安全確認をして横断歩道を渡りましょう
- ★ 過去5年間の歩行者死亡事故では道路横断中の事故が約8割で、そのうちの約4割が横断歩道やその付近で発生しています!
- ★ 県内の信号のない横断歩道で歩行者がいるとき一時停止するドライバーは、15.7%と全国平均を下回っています（2020年JAF調査）
- ★ 歩行者の重大事故の多くは歩行者の交通違反も原因となっています



### 自転車の安全利用の促進

- 自転車安全利用五則を守りましょう
- 令和3年6月から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されます
- 自転車通学をする中学生・高校生はヘルメットを着用しましょう
- ★ 自転車関連事故の約5割を高校生と高齢者が占めています

### ○自転車安全利用五則

- 1.自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2.車道は左側を通行
- 3.歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4.安全ルールを守る
- 5.子どもはヘルメットを着用

### 危険な妨害（あおり）運転の禁止

- 幅寄せ・割り込み・車間距離不保持等の「あおり運転」は重大事故につながる極めて危険な行為で、厳しく処罰されます
- ★ 3年～5年以下の懲役又は50～100万円以下の罰金、更に免許取消し！

一定の違反 妨害（あおり）運転の対象となる10類型の違反



### 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- **運転者**は、早めのライト点灯とライトアップ走行に努めましょう
- **歩行者**は、早朝・夕暮れ等の外出時は明るい服装と反射材着用に努めましょう
- ★ 秋から冬にかけて日没が早まり、交通量の多い時間帯と日没時間帯が重なることから、運転者は歩行者や自転車を見落としがちとなり、交通事故が多発しています！



### 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 一般道でも後部座席のシートベルト着用は**義務化**されています
- 子供たちを守るために、チャイルドシートは正しく着用しましょう
- ★ 県内の後部座席のシートベルト着用状況は、一般道で24.8%（全国平均40.3%、全国ワースト4位）、高速道で74.0%（全国平均74.1%）と、いずれも全国平均を下回っています（2020年JAF調査）



## 高齢者と子供の交通事故防止

### 高齢者と子供の安全な通行の確保

- 高齢者や子供への優しいマナーと思いやりのある運転に努めましょう
- 通学路や、未就学児などが移動する通行路での安全を確保しましょう

★ 小学生は低学年ほど歩行中の事故に遭いやすい傾向があります



### 高齢運転者の交通事故防止

- 高齢者事故の特徴を踏まえた、日常生活における交通安全教育や広報啓発を行いましょう
- 安全運転サポート車や、後付け安全装置の普及促進に努めましょう

★ 高齢化の進展に伴い、高齢者事故の増加が懸念されます



### 運転に不安を覚える高齢者・家族への支援の促進

安全相談窓口は  
#8080です

- 高齢者の運転免許自主返納支援制度の周知を図りましょう
- 高齢者の事故を社会全体の問題と捉え、運転に不安を覚える高齢者やその家族を支援する環境を構築しましょう

★ 全国の70歳以上の免許保有者は30年で約10倍になっています  
(平成元年 約109万人 → 平成30年 約1,130万人)



## 飲酒運転の根絶 ~飲んだらのれん~

### 「飲酒運転を絶対にしない・させない」気運の醸成

- 「飲酒運転を絶対にしない・させない」運転者教育を推進しましょう
- 県民一人ひとりが共通の認識を持ち、飲酒運転を根絶しましょう

★ ドライバーだけでなく、同乗者やお酒・車両を提供した人も処罰されます



### 「飲酒運転を許さない」社会環境の整備

- ハンドルキーパー運動の周知や公共交通機関の利用促進を図りましょう

★ 二日酔いの状態でも飲酒運転になります!

★ アルコールが体内から抜けるのに、次の図の飲酒量で約4時間が必要

ビール  
アルコール度5%  
500ml

日本酒  
アルコール度15%  
1合  
180ml

ウイスキー  
アルコール度43%  
ダブル1杯  
60ml

ワイン  
アルコール度12%  
小グラス2杯  
200ml

焼酎  
アルコール度25%  
コップ半分  
100ml

※平均的な体体型の成人  
男性(体重60kg)の例。  
アルコールの代謝には  
個人差があります。



## 大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3062



# 大分県交通安全推進協議会活動概況

## 1 広報啓発事業

交通安全のチラシ・ポスターをはじめ、反射材、マスク、ウェットティッシュ、エコバッグなどの啓発品等を作製し、交通安全イベント・キャンペーンや街頭活動などを通じて掲示・配布しているほか、県、県警、交通関係団体等が主催する交通安全行事に参加しています。

大分県 交通安全だより 検索



## 2 交通安全教育事業

県、県警、市町村、県交通安全協会などと協力して、幼児から高齢者を対象に各地域・職域で交通安全教室や、体験型交通安全講習などを開催しています。

★ 県では、

- 「交通安全教育講師派遣事業」を行なっています。交通安全教育講師の派遣費用は無料です。
- 「交通安全教育DVD無償貸し出し事業」を行なっています。DVDは42種類あります。

是非、ご利用してください！

お問合せ先

県交通安全推進班 097-506-3062

## 3 交通事故被害者支援事業

県民の皆様方の善意の寄付金により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に、各種助成金を給付しています。皆様からの温かいご支援をお待ちしております。

お問合せ先

県交推協事務局 097-506-3063



★ 県では、交通事故にお困りの方を対象に「交通事故相談所」を開設（祝休日を除く8:30～12:00、13:00～17:15）しています。電話相談や、各地域への巡回相談も行なっています。

相談は無料です気軽にご相談ください！

お問合せ先

県交通事故相談所 097-506-2166

## ～ 大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行について～

### ○令和3年4月1日から施行

- 家庭・学校・職場で自転車の交通安全教育を実施
- 自転車利用者は、事故の被害を軽減する器具（ヘルメット・手袋等）を使用
- 自転車で通学する中学生・高校生は乗車用ヘルメットを着用



### ○令和3年6月1日から施行

- 自転車利用者（法人等の事業者を含む）は、自転車保険等に加入（義務）

令和2年度「自転車が似合うまち おおいた」標語コンクール（大分市主催）優秀作品  
「こうさてん かなうづとまる おやくそく」 田尻小学校1年 富高優菜さんの作品  
「事故ゼロへ スマホ見ないで 前を見て」 大分西高校1年 宮村柚凜さんの作品

大分県交通安全推進協議会